

宗教上の理由等により輸血を拒否される方への対応について

当院は、以下の基本方針を定め、宗教上の理由等による輸血拒否について対応いたしますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

基本方針

1. 輸血を行う必要がない治療及び検査に関しては、すべての患者さんに対して最善を尽くした医療を提供いたします。

2. 絶対的無輸血を行いません。

※絶対的無輸血：患者さんの意志を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方。

患者さんの宗教的信念を尊重し、輸血の意味や意義について十分説明し、同意を得るよう努力いたします。しかし、輸血を必要とする治療が行われる可能性がある場合、宗教上の理由により輸血を拒否される患者さんの診療および治療は行わず、転院を勧告させていただきます。

3. 相対的無輸血で対応いたします。

※相対的無輸血：患者さんの意志を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った時には輸血をするという立場・考え方。

患者さんの意志を尊重し、可能な限り輸血を行いませんが、手術や出血する可能性のある検査及び治療では輸血を行う可能性があり、輸血なしでは生命の維持が困難となった場合は輸血を行う相対的無輸血の方針で対応いたします。

また、輸血を行う場合、患者さん本人およびご家族（1親等の親族：両親・子供・配偶者）に対し十分に説明し、輸血同意書を取得するように最大限努力いたします。

なお、患者さんおよびご家族との話し合いの内容や診療状況等の記録は、全て診療録に記録いたします。

4. 輸血拒否をする患者さんまたはそのご家族（1親等の親族）が持参される「免責証明書」、その他絶対的無輸血に関する同意書等の文書に対して医師は署名、受理いたしません。